

**2013年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の要望**

2013年9月20日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

目 次

2013 年度予算編成にあたっての要望書	3
2013 年度予算編成にあたっての申し入れ	4
I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を	
1. 施設の防災対策の強化を	8
2. 子育て家庭の経済的負担の軽減を	8
3. 産科・周産期医療の充実を	8
4. 子育てと仕事の両立支援を	8
5. 児童虐待・育児不安への対策を	9
6. 困難を抱える若者の支援を	9
7. 教職員等を配置して行き届いた教育を	9
8. 安全で快適な学校施設整備を	9
9. 安全で豊かな学校給食の充実を	10
10. 障害児教育の充実を	10
11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を	11
12. 図書館の充実を	11
13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を	11
14. 市立大学の充実を	11
II 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実のために	
1. 国民健康保険の改善を	12
2. 安心して老後が過ごせる高齢者施策の充実を	12
3. 障害者施策の拡充を	13
4. 最後のセーフティネットとしての生活保護施策の改善を	14
5. 保健医療施策の拡充を	14
6. 原発事故による放射線被害への対応など	15
7. 災害時の医療体制の構築を	16
III 横浜市中小企業振興基本条例を基礎に、中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に	
1. 横浜市中小企業振興基本条例を、より一層、実効あるものとするために	17
2. 横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を	17
3. 商店街の活性化・振興策について	17
4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を	18
5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者への支援の充実を	18
6. 生き生きと生活できる雇用の創出を	18
7. 市内農業の発展を	19
IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を	
1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす	20
2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を 考慮した公共基盤整備を図る	21
3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る	23

- 4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして 23
- 5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を 24
- 6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を 24

V 住民自治を拡充し、住民本位の行財政運営を

- 1. 住民参加の新たな市政運営制度を 26
- 2. 市民負担を減らすこと 26
- 3. 公共施設や市有地の有効活用は住民合意を前提に 26

2012年9月20日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2013年度横浜市予算編成にあたっての要望書

日本共産党横浜市議員団は、8月28日、貴職宛に「2013年度予算編成にあたっての申し入れ」を行いました。それは、370万市民の命とくらしを守るという地方自治体の役割を今日的に果たすためには、市政を巡る状況変化を直視した大胆な発想の転換を求めたものです。具体的には、①防災の目標は「減災」から「人命被害ゼロ」へ、②人や企業を外から呼び込むことで経済成長させるという経済政策の転換、③若い世代に魅力あるまちづくり、④市民生活充実に財政の「選択と集中」を、⑤大都市制度創設ではなく、住民自治の根付いた豊かな横浜を、の5つの転換です。

貴職が9月5日に発表された「平成25年度予算編成にあたっての市政運営の基本的考え方」とそこで示された「施策推進・予算編成・組織運営の方針」には、私たちの申し入れの趣旨が活かされたとはいえ、引き続き、あらゆる機会を通じて発想の転換を訴えていくことの重要性を痛感するものです。

さて、この要望書は、今夏に日本共産党横浜市議員団が行った各界、各層との懇談会で寄せられた要望等を踏まえ、市民生活上必要とされている政策課題を、1.子育て・教育、2.福祉・医療、3.市内経済活性化、4.防災・環境・平和、5.行財政運営という5つの柱建てで集約したものです。

これらの要望実現には当然のことながら所要の財源を伴い、市長の決意とともに、新たな視点での財政の「選択と集中」が必要となります。

これまでの施策の優先順位を抜本的に見直し、2013年度の予算に盛り込まれるよう強く要望するものです。

2012年8月28日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2013年度予算編成にあたっての申し入れ

発想の転換を

昨年発生した東日本大震災・福島第一原発事故という未曾有の大災害は、横浜市の戦後から現在までの爆発的な拡大・膨張の過程で、災害危険の発生構造をも同時に蓄積してきたことを表面化させました。また、リーマンショック以降の世界的金融危機に加え、ヨーロッパを発端とする信用・金融不安が世界経済をますます減速・低迷させています。そして、わが国の長引く不況は本市の経済及び財政を圧迫しており、先日成立した消費税税率アップが実行されるならば、いっそう落ち込むことは必至です。さらに、人口構成の変化により少子高齢社会への対応は待ったなしという状況になっています。

このような情勢のもとで「市民の命とくらしを守る」という地方自治の精神を市政に反映するためには、これまでの延長線上ではなく、都市のあり方や都市の骨格そのものを変えなければなりません。発想の転換が必要です。その立場から、わが党として貴職による2013年度予算編成方針策定にあたって、申し入れを行うものです。

防災の目標は「減災」から「人命被害ゼロ」へ

発想の転換の第一は、地震などの災害対策についてです。

先ごろ2012(平成24)年度横浜市市民意識調査結果速報が発表されました。それによると、市政への要望の第1位は「地震などの災害対策」で44.9%となっており、「命とくらしを守る」ことが自治体に求められていることがわかります。

「地震などの災害対策」は緊急かつ最優先の課題です。南関東で発生するマグニチュード7程度の地震の発生確率は今後30年以内で70%と言われていています。震災対策については「横浜市耐震改修促進計画」の前倒しが図られてはいるものの、これまでの施策の域を出ていません。国の基本方針「減災」に基づき、今年度中に本市防災計画「震災対策編」を全面的に修正するとしていますが、一定の死亡者は折り込み済みという「減災」ではなく、一人も「人命被害」を出さないということを根本に据えなければなりません。その決意がなければ全てが中途半端な施策となる危険性があります。「人命被害ゼロ」を宣言し、本市の最優先課題とすべきです。

外発的産業政策から内発的産業政策の転換で横浜経済の振興を

発想の転換の第二は、横浜経済を潤すための経済・産業政策への転換です。

市長は「経済が潤えば、子育て、福祉、医療も一層充実させることができます」と強調し、大企業やグローバル企業の立地促進、観光・MICE都市推進など国内外の企業や人を呼び込み、これを本市経済・産業の基盤とする外発的産業政策至上主義的な立場を取っています。

しかし、このやり方では市内経済全体への波及効果や成長発展は期待できず、一部の政策的恩恵を受けた大企業などが喜ぶだけという事態になります。それを裏付けるデータがあります。昨年行った企業立地促進条例によって本市の支援を受けた企業に対するヒヤリングでは、半数以上が市内企業に発注を増やせる分野がないとし、また、認定時に市から要請があるにもかかわらず市民雇用を増やしていない企業が78%に及んでいます。このように市内企業の99%を占める中小企業を支援・育成する視点が後景に押しやられています。

ここでも発想の転換が必要です。そもそも、大企業偏重の経済政策では景気はよくなりません。大企業が潤えば、いずれ雇用と家計にしたたり落ちて経済がうまくいくというトリクルダウン経済論は完全に破たんしています。本市経済の発展の基礎は、何よりも市内中小企業が活発に営業できる条件を整えることです。横浜市内経済が活性化し市場が広がることにより、インセンティブとして多額な税などの支援をしなくても市外から本市の市場を求め企業が本市に進出します。

具体的には、災害対策、子育て、福祉、医療など市民生活の安全、安心の取り組みを戦略課題に位置付け推し進めることです。住宅リフォーム助成など新たな制度による耐震工事や木造住宅密集地区の解消、狭あい道路の拡張など生活道路整備、保育所整備や介護施設などは市内建設産業の仕事興しになり、福祉・医療や介護サービスの充実は雇用を増し、経済波及効果を引き上げます。さらには、地球温暖化対策や「原発ゼロ」の立場から再生エネルギー産業育成など推進するためにも、本市のこれまでの大企業やグローバル企業誘致などによる産業振興政策を市内中小企業振興に切り替えることが、雇用や市民一人ひとりの可処分所得を増やし、ひいては本市財政に寄与することになります。外発的産業政策を根本から見直し、中小企業振興基本条例に基づき、中小企業育成・施策への財政的支援の切り替えを要求します。

「都市間競争」は「人」をテーマで

発想の転換の第三は、市長がいう「都市間競争」の問題です。世界の大きな構造変化の下で、市民が求めているのは、横浜都心部再開発などのグローバル都市、コンクリートのまちづくりや、派手なパフォーマンスで人を呼び込むというような国際観光戦略などによって他都市を競争で蹴落とすという「都市間競争」ではなく、「人」に着目した安心で住みやすいまちづくりです。そして、「住みやすさ」を国内外の都市で互いに競い合うことで、全国的地球的レベルでより住みやすい社会に近づき、「市民の命とくらしを守る」社会の実現に寄与するものと考えます。

この春、神奈川新聞に厚木市の「県内トップクラスのサービスで、あなたの子育てを応援します」として、「中学生までの医療費が無料」「マイホーム取得助成」「37 児童館&14 公民館などで子育て応援」などなど様々な子育て応援施策を掲げた大きな広告が載りました。子育てしやすいまちを前面に出したシティーセールスです。

横浜市では現在、30代から40代の子育て世代が市外流出しています。小児医療費の無料化、保育所や学童保育の整備、少人数学級、中学校給食の未実施など、本市の子育て施策は県内他自治体や東京23区に比べ極端に遅れています。人口20~30万人の区で図書館が1館というのも、東京区部では考えられないことです。これでは子育て世代が横浜から逃げ出すのは当然です。

また、市長の任期中においても保育料や敬老パスが値上げされ、さらには福祉パスの年間 3200 円への有料化や、障害者ガイドヘルプ利用基準時間の削減や、ガイドボランティアの奨励金値下げ、社会福祉施設・市民利用施設の有料化や値上げ、市営プールや野外施設の廃止・統合などが進められようとしています。

これではダメです。少子高齢社会のもと若い市民が増えることは、その将来を保証するものです。市民にとって住みやすいまち、安全安心なまち、子育てしやすいまちをつくるための施策の充実こそが市民要望に応えることとなります。

市民生活充実へ財政の「選択と集中」を

発想の転換の第四は、「選択と集中」についてです。

2011 年度一般会計決算概要によれば、市税収入は 3 年ぶりに増収になっているものの、依然として厳しい財政状況が続いています。また、公債費や生活保護や高齢社会を支える扶助費など義務的経費が増え、2013 年度においても政策的一般財源が縮小し、何を予算上の政策的優先課題にするかが問われています。

これまで指摘してきたように、本市は、大企業やグローバル企業誘致などによる国際戦略都市づくりによって、世界内外の「都市間競争」に勝つことが横浜経済を活性化させるという考えの下に、「選択と集中」という手法で、厳しい財政下でも大企業やグローバル企業による成長事業・施策に、ほかの予算をかき集めて優先的に予算をつけてきました。この発想を転換し、福祉や教育、防災対策など市民生活を充実させるために予算を「選択と集中」し、優先的に投入することによって、市内の雇用と需要を喚起し、市内経済の持続的な安定した発展を確保する予算編成が求められています。

このような観点で、予算の振り分け方について具体的にいくつかの例をあげれば、総額 2200 億円(本市負担分 650 億円)の横浜環状道路北西線や同南線建設、南本牧 MC 3・MC 4 工事を凍結もしくは中止し、特定都市再生緊急整備事業や国際総合戦略特区など不要不急の大型公共事業を総点検することによって、市民生活充実のための予算を捻出することができます。企業立地促進条例に基づく大企業への助成や税負担軽減をやめることも必要です。

なお、莫大な経費のかかる新市庁舎建設については、これからの横浜の都市としてのあり方について市民的討議を重ね、市民合意を得るまで凍結すべきです。また、市債についても、防災対策事業や今後発生する膨大な公共施設の補修に当てるなど、長期にわたって使用するインフラ整備の財源として大切です。横浜型プライマリーバランスを守り、前年度の元金償還予定額の範囲で、積極的に有効な運用が必要です。

明るく活力のある成熟した美しい横浜への転換

最後に、大都市制度の創設の問題です。横浜市は、アジアなど諸外国が大都市を拠点として著しい発展を遂げており、「我が国も激しいグローバルな競争を勝ち抜いて行かなければならない」として、その「都市間競争」に勝ち抜くためにも地方自治制度を抜本的に改革し、現行の指定都市制度に代わる新たな大都市制度の早期創設を求めています。

アジアなど諸外国の著しい発展は、世界の産業構造の変化に伴うものであり、大都市制度上の問題が根本原因ではありません。むしろ大都市としての横浜の最大の課題は、住民

自治をどのように行うかという問題です。都市が大きすぎるがゆえに、市政が遠く、一人ひとりの住民の声が市政に届かないという弊害を解決することが緊急に求められています。地方自治法を活用して地域自治協議会をつくるなど、市民の声が市政に届く住民自治のシステムづくりに着手すべきです。現在、急いでいる「大都市制度創設」という経済至上主義的で神奈川県との対立など不毛な制度設計をやめ、住民自治の根付いた豊かな横浜を展望する制度が今こそ必要です。

韓国ソウル市では市内を縦断する高速道路を撤去して元の川を復元し、ドイツやオーストリアではライン川の護岸のコンクリートをはがして土にもどし、美しい自然と生きる都市の自然を回復する努力をしています。みなとみらい 21 地区やエキサイトよこはま 22 のように高層建築物の林立する都市づくりは時代遅れです。緑豊かで文化的で活気のあるまち、人々が生き生きと暮らすことのできる成熟した横浜こそ求められています。370 万という「人」に着目し、そのパワーが発揮され、その一人ひとりの自己実現が可能なまちづくりです。そのために限られた予算を投入することこそが、市民の目線での「選択と集中」だと考えます。

以上、2013 年度予算編成にあたって、日本共産党横浜市議団として考慮すべき問題、課題を述べさせていただきました。2013 年度予算編成は市長の今期任期中の最後となるものです。これまでの「しがらみ」にとらわれず、時代の要請に応えた予算編成方針を提示されることを切に要望します。

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 施設の防災対策の強化を

- (1) 民間保育所の耐震化を早期に完了すること。
- (2) 横浜保育室の耐震化を支援すること。
- (3) 幼稚園の耐震化が促進されるよう、県と協議すること。
- (4) 2015年度までに終了としている学校施設耐震補強工事は、渡り廊下も含めて、年次計画を前倒しして進めること。
- (5) 放課後児童クラブ施設の耐震化を、運営主体が保有する施設以外も含めて支援し、完了すること。
- (6) 学校の天井や照明器具などの非構造部の耐震性について、教育委員会が責任をもって専門家による詳細検査を行うこと。

2. 子育て世代の経済的負担の軽減を

- (1) 妊婦健診の公費助成は、国の動向に関わらず継続すること。
- (2) 法定化された3ワクチン(ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん)接種について、個別通知などにより接種を勧奨すること。
- (3) 不育症への助成制度を創設すること。
- (4) 認可保育所と同等の保護者負担となるよう、横浜保育室の保育料の軽減助成を拡充するとともに、3歳児以上も対象とすること。
- (5) 私立幼稚園就園奨励補助金は、国の補助単価の動向にかかわらず、保護者受取額を引き上げること。
- (6) 放課後児童クラブ運営費補助金を前年に引き続き増額し、月1万円以内でおさまるよう保護者負担を軽減すること。
- (7) 自主運営の子育てサークルなど公益性のある団体については、地区センター・公園内の有料施設の利用料を減免すること。

3. 産科・周産期医療の充実を

- (1) お産のできる病院・診療所がない区(栄区、緑区、2012年3月現在)では、施設設置に向けて体制を抜本的に強化すること。
- (2) 産科拠点病院を整備するとともに、診療所・助産所の運営支援を拡充すること。
- (3) 市民病院のNICU、GCUの看護師確保にあたっては、みなと赤十字病院にならい、最優先で取り組むこと。

4. 子育てと仕事の両立支援を

- (1) 認可保育所入所希望者が全員入所できるよう、認可保育所増設による定員増を行い、定員弾力化や定員外入所は行わないこと。
- (2) 認可保育所整備促進事業でビルなどにテナントとして開園した法人のほとんどが、株式会社となっている。民間保育所整備促進事業及び賃借料補助事業については、対象を社会福祉法人に限定すること。

(3)認可保育所認可審査にあたっては、子どもの発達保障・安全確保の観点から、良質な保育環境・保育内容が確保されるよう、審査を厳格に行うこと。

5. 児童虐待・育児不安への対策を

(1)区福祉保健センターに児童虐待対応の専任部署を新設すること。そのために、児童虐待対応の保健師配置を全区に拡大するとともに、新たにケースワーカー、係長を全区に配置し、区で対応が完結できるようにすること。

(2)区福祉保健センターの母子訪問指導員は、必要人数を確保し、新生児訪問の希望に応えること。

(3)乳幼児健診時に育児不安への対応や生活支援の相談が出来るよう、区福祉保健センターの正規専門職員を増やすこと。

(4)母子保健システムを活用して、妊婦健診・乳幼児健診未受診者全員を把握し、受診を勧奨するよう体制を強化すること。

(5)児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所の箇所数を増やすこと。

6. 困難を抱える若者の支援を

(1)若者サポートステーション・青少年相談センター・地域ユースプラザで、アウトリーチ体制を強化し、引きこもり支援や就労支援を強めること。

(2)9か所目となる「青少年の地域活動拠点」を、全区配置に向けて増やすこと。

(3)不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルへの家賃補助を創設すること。

(4)困難を抱える青少年に対する地域支援活動のネットワーク化を急ぐこと。

(5)6区で実施している寄り添い型の生活学習支援を全区に広げること。

7. 教職員等を配置して行き届いた教育を

(1)文部科学省は2017年度までに公立小中学校の全学年に35人以下学級を実現したい考えを示したが、国の実施を待つことなく、市独自で教員を配置し、小学校3年生以上にも35人以下学級を実施すること。

(2)本来配置されるべき正規教員が配置されず、臨任教員ですませている現状を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

(3)2014年度までに全校に配置するとしている、小学校でのいじめ・不登校・暴力行為などに対応する児童支援専任教諭を、前倒しして配置すること。

(4)2014年度を目処に全小学校に週1回派遣する予定のカウンセラーは、達成年限を前倒しすること。

(5)現在4方面別に2名ずつ配置されているスクールソーシャルワーカーを増員すること。

(6)教育委員会は学校司書の配置を検討中とのことだが、司書資格をもつ専任の正規学校司書を全小中学校に配置すること。

8. 安全で快適な学校施設整備を

(1)市内事業者の力を借りて、小中学校の施設老朽化総点検を行い、保全と建て替えをリ

ンクさせた整備計画を策定し、所要の予算額を確保すること。また、市内事業者の仕事確保にもつながる学校特別営繕費を増額すること。

- (2) 学校ドライトイレ化にあたりすべて洋式化とするようになっているが、学校から教育的配慮により和式便器の要望がある場合には、よく協議すること。
- (3) エアコンを今後利用が予定されている余裕教室へも設置すること。
- (4) 中学校プールは拠点校方式を基本とするのではなく、従来通り全校で整備すること。
- (5) 中学校武道必修化に伴い、格技場のない学校への格技場設置を急ぐこと。
- (6) 学校の統廃合計画にあたっては、教育の視点を貫くとともに、両校の保護者や地域住民の合意を図ること。

9. 安全で豊かな学校給食の充実を

- (1) 中学校においては、学校給食法に則った給食を早期に実施すること。
- (2) 小学校給食調理業務の民間委託は、調理員の入れ替わりが激しいため、子どもたちとの交流が深まらず、食育の観点からもふさわしくないため、やめること。
- (3) 県からの配当定数の対象とならない学校にはアルバイトの栄養士が配置されているが、全小学校に正規の学校栄養職員を市費で配置し、アレルギー対策を強化するとともに、食材の地産地消をさらに進めること。
- (4) 給食食材の放射線測定は、小学校での校数を1日1校から増やすこと。

10. 障害児教育の充実を

- (1) 特別支援学校に知的小中学部増設、ろう特別支援学校の早期教育(0・1・2歳)に正規教諭を複数配置、盲・ろう特別支援学校における単一障害学級は児童生徒が1名だけの場合でも複式学級にせず、学級として認可する県単独措置を復活、言語・難聴通級指導教室の教員を情緒通級指導教室並に加配するよう、それぞれ県に働きかけること。
- (2) 市立高校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。
- (3) 個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代は、保護者負担とされているが、全額公費負担に戻すとともに、宿泊料も全額公費負担とすること。
- (4) 学校生活支援員の交通費負担をなくすこと。
- (5) 2013年10月からガイドヘルパー・ガイドボランティアが一本化され、対象者要件の緩和が予定されているが、前倒しして4月から実施すること。
- (6) 特別支援学校の防災対策を強化すること。特に、ろう特別支援学校の児童・生徒が登下校時利用する横浜駅東口バス乗り場における地震津波発生時の避難方法について、学校を支援すること。
- (7) 小中学校に肢体不自由児個別支援学級を設置し、エレベーター等の環境整備を行うこと。また、エレベーター設置は大規模改修時にも進めること。
- (8) 港南区に整備予定の重症心身障害児施設は、地域住民の理解が得られるよう働きかけ、合意と納得を得て、早期に整備すること。

11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を

- (1)義務教育は無償の原則にたち、保護者負担をゼロにしている自治体もあることから、保護者負担をなくすこと。
- (2)就学援助は所得基準額を川崎市のように現行の1.3倍に引き上げ、申請の窓口を学校ではなく教育委員会とし、郵送を主とすること。
- (3)他社からの年表盗作を認めた自由社版中学歴史教科書が2010・2011年度に、図表盗作疑惑が指摘されている育鵬社版歴史教科書が2012年度から使用されている。神奈川県教育委員会から文科省へ「教科書発行者に対し記述内容に関する訂正申請の勧告を求める要望書」が提出されるほど、横浜市教育委員会の態度が問題視されている。自由社版中学歴史教科書は道徳教育上ふさわしくないため、使用を中止すること。また、育鵬社版歴史教科書で指摘されている図表盗作疑惑については、教育委員会の責任で調査すること。
- (4)横浜市作成副読本「わかるヨコハマ」の記述において、史実の表現を曖昧にしたり削除したりしないこと。
- (5)文科省作成「放射線副読本」の使用はやめること。
- (6)夜間学級(夜間中学)の存在を、看板設置や広報などで市民に周知し希望者が入学しやすい環境をつくること。夜間中学には専任教諭を配置し、集約せずに5校のまま存続すること。
- (7)私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用は、市費負担とすること。
- (8)全国一斉学力テストは、国の動向にかかわらず参加しないこと。
- (9)「日の丸」「君が代」の扱いについての学校への「通知」は撤回すること。

12. 図書館の充実を

- (1)市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。図書館が各区1館であることから、増設計画を策定するとともに、図書費を大幅に増額し、利用者の蔵書要望に応えること。
- (2)移動図書館車を増やすこと。

13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

- (1)未整備区における区民文化センターの整備を急ぐこと。
- (2)公園プール・余熱利用温水プールは統廃合せず、現状のまま存続すること。
- (3)道志青少年野外活動センターのキャンプ場は存続すること。

14. 市立大学の充実を

- (1)研究や医療等にかかわる運営交付金を大幅に増額すること。
- (2)付属病院の医療技術職を除く全教職員を対象とした任期制は、教職員が落ち着いて働くことができないので、直ちにやめること。

Ⅱ 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実のために

1. 国民健康保険の改善を

- (1) 国庫負担の増額を国に強く要望すること。同時に、市費繰入を増額し、国民健康保険料の引き下げを図り、市政が市民生活を応援する姿勢を示すこと。
- (2) 2013年度から実施される新しい保険料の算定方式（旧但し書方式）では、控除の多い方ほど負担が激増するため、市民税非課税者には所得割を賦課しない横須賀市などのような恒久的負担軽減策を実施すること。
- (3) 保険料の減免制度の被保険者への周知、及び現行制度の見直し・拡充を行うこと。
- (4) 保険料滞納者に対する差し押さえ等については、何より生活に直結する問題のため、一律的機械的なやり方を改め、生活実態を踏まえ、慎重に対応すること。
- (5) 経営難や失業など「特別の事情」のある場合は資格証明書を出してはならないとする国の各種通達を遵守し、特別な事情の有無を確認しないまま発行しないこと。
- (6) 資格証明書交付世帯には、病気にかかった場合は医療機関にかかり、経済的困難なことを表明すれば短期証に切り替わることを周知し、受診抑制しないような施策を打つこと。また、医療機関にも周知すること。
- (7) 資格証・短期証世帯であっても、市内に住む全ての18才未満の子どもには保険証を交付することを徹底し、子どもの受療権を損なうことのないようにすること。
- (8) 医療費一部負担金減免制度について、区役所にその申請書を常時備え付けること。また、本制度を周知させるため、「国民健康保険ガイドブック」の中に窓口減免実施要綱の抜粋などわかりやすい案内を載せること。

2. 安心して老後が過ごせる高齢者施策の充実を

- (1) 介護保険料の引き下げ・介護サービスの拡充をさせるよう、国に対して強く働きかけること。また、一般会計の繰入で保険料を引き下げること。
- (2) 現行の特別養護老人ホーム整備計画を見直し、整備目標を引き上げること。さらに、ユニット型個室だけではなく、経済的負担の少ない多床型も整備すること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護施設の整備を中学校区単位で促進すること。
- (4) 介護予防拠点である地域ケアプラザの整備にあたっては、災害時には給食施設としても大きな役割を果たすことを鑑み、デイサービスの整備を行うこと。
- (5) 介護人材確保のため、生活できる賃金水準の目標を設定し、介護労働者の大幅な賃上げを国に求めること。また、市独自の人材確保策を推進し、研修中についても十分な生活支援や家賃支援を行い、施設に対して欠員による人員補充のための補助を行うこと。
- (6) 介護サービスを左右する認定調査員・認定審査会委員の研修は、従来行われている新任研修や制度改正時の研修にとどまらず、その後も時間を確保し、十分に行うこと。
- (7) この間、国によって、サービス利用時間の切り下げなど介護保険サービスの切り下げが行われたが、市内の介護保険利用者の実態を把握し国に対して改善の申し入れを行うこと。
- (8) 介護保険のサービスを活用する際、経済的な問題で利用料が払えない方に対して、応急的に介護サービスを利用できる対応を国に対して求めること。

3. 障害者施策の拡充を

- (1)福祉パスを有料化しないこと。
- (2)福祉タクシー券・福祉パスの選択に、燃料給油券を加えること。
- (3)障害者の権利擁護や差別防止により一層取り組むために、「障害者の権利条約」を活かした市条例を制定すること。
- (4)自立支援医療における非課税世帯の利用者負担を無料にすること。
- (5)障害者自立支援法を改定した「障害者総合支援法」が成立したが、障害者が生きるために必要な支援を「益」とみなして利用者に1割負担を強いる現行法の根幹を残すものであるため、即刻中止するように国に求めること。
- (6)障害者団体への育成補助金の支給を継続するとともに増額すること。
- (7)横浜市在宅心身障害者手当を復活し、精神障害者も含めるように拡充すること。
- (8)就労が厳しい障害者にとって命綱の障害者基礎年金をせめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。
- (9)「自立生活アシスタント派遣事業」を全市展開に向けて強化充実させること。
- (10)移動情報センターを全区に配置するなど、支援施策再構築プロジェクトを全市展開すること。
- (11)障害者後見的支援制度を早急に全区で実施すること。
- (12)障害者の自主製品販路拡大のため、市営地下鉄など市の事業委託先における障害者の就労確保や常設店の設置など、支援を行うこと。
- (13)横浜市のWeb ページを、情報バリアフリーガイドラインに沿って、全ての部署が整備すること。
- (14)身体障害者のために次の施策を進めること。
 - ① 新たに障害をもつことになった身体障害者が速やかに医療福祉制度を活用できるように、手帳の交付を速やかに行うこと。
 - ② ホームドアの設置を進めるように、国や各鉄道会社に対して求めること。
 - ③ 近年増えている日本語の新しい言葉に対応するために、手話指導者向けの研修会を設けること。
 - ④ 聴覚障害者向けの火災報知器の給付制限を緩和して、部屋数に見合う必要な台数が設置できるよう基準額を増やすこと。
 - ⑤ 重度障害者が医療機関にかかる場合の移動支援を、院内介助にも利用できるようにすること。
 - ⑥ 重度障害者の補助金のある日常生活用具として支給対象外となっているパソコンの支給を復活させること。
 - ⑦ 呼吸器障害者が大きな負担を感じている酸素吸入費用の助成、及び酸素濃縮器の電気代補助を増額すること。
 - ⑧ 軽中等度難聴者に補聴器の交付を行うこと。
 - ⑨ 市や区主催の講演や講座に、手話だけでなく要約筆記通訳者を配置すること。また、公共施設への磁気ループの設置を進めること。
- (15)精神障害者のために次の施策を進めること。
 - ① 「重度障害者医療費助成制度」を速やかに精神障害者1・2級にも適用すること。

- ② 精神障害者に関して、いざという時のために、24 時間 365 日ワンストップの「緊急時ホットライン」を早急に整備すること。
- ③ 精神障害者が地域生活を安心して送れるように、多職種による訪問医療や地域生活支援の体制（アウトリーチ）を構築すること。
- ④ 精神障害者が合併症を併発した場合に受け入れを行える病院を整備すること。
- ⑤ 高齢化や合併症で手厚いケアが必要になっても、社会的入院をすることなく、地域での在宅生活を続けられるように、ケアホームを早急に整備すること。
- ⑥ 三障害一元化の観点から、他の障害では無料になっている医師の診断書を、精神障害についても市の独自措置として無料にすること。
- ⑦ 「知的障害者雇用事業」と同種のもを精神障害者にも広げ、市として精神障害者の雇用促進を率先して図ること。並びに、全国的にも注目を浴びている精神障害者のグループ就労が行われている場をこれまでどおり維持すること。
- ⑧ 各区福祉保健センターのソーシャルワーカーを増員し、相談窓口機能を強化すること。また、利用者が慣れるのに時間を要するソーシャルワーカーの異動をできるだけ控えること。

4. 最後のセーフティネットとしての生活保護施策の改善を

- (1) 生活保護制度での本市の補足率を公表すること。
- (2) 受給期間の制限や医療費負担など、生活保護法を改定しないよう、国に求めること。
- (3) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏季加算を国に求めること。
- (4) 生活保護申請書を窓口に着置し、申請権を保障すること。
- (5) 夏季見舞金を復活すること。また、クーラーの設置に伴う融資を収入認定しないことをもれなく全ての保護世帯に周知すること。
- (6) 職業訓練や資格取得に必要な費用の補助等の支援を強め、行き過ぎた就労指導はやめること。
- (7) 生活保護世帯へのあんしん電話の回線等使用料負担を撤回すること。
- (8) 現在、局付けで配置されている警察官 0B の配置をやめること。
- (9) 悪質な無料低額宿泊所に対して、適切な指導を行うこと。

5. 保健医療施策の拡充を

- (1) 狭隘だと指摘され続けている市民病院の建て替えを、計画的に推進すること。
- (2) 市内の基幹病院として、民間では不採算部門である救急医療や小児科産婦人科医療の大きな役割を担っている市立 2 病院（市民病院・脳血管医療センター）、市大 2 病院について、必要な人員確保を行うこと。そのために必要な一般会計からの繰り入れは削減せずに行うこと。もちろん、市立 2 病院については直営を維持すること。
- (3) 公的施設であれ民間施設であれ、医療機関は高次の公益性をもつ施設であるため、市内全体での医師不足解消を、市として責任をもって行うこと。具体的には、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。
- (4) 慢性的な看護師不足解消のために、看護学生への奨学金制度の創設など、看護師の待

遇改善の施策を進めること。

- (5) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学6年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。
- (6) 各区福祉保健センターの医師を増員するとともに、各区センター長には医師を配置すること。
- (7) 女性の医師や看護師の就労と職場復帰を支援するため、院内保育施設の完備、保育時間の延長、病児保育の実施、学童保育の年限延長をはじめ、就労しやすい条件整備を、本腰を入れて行うこと。
- (8) 肺炎球菌ワクチン摂取の公的助成対象を、重度障害者に加えて、呼吸器障害者および65歳以上の高齢者に拡大すること。
- (9) 全国的に低い本市のガン検診受診率を引き上げるために、全ての対象者に個別通知するとともに、がん検診の個人負担料を引き下げること。
- (10) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を医師会委託方式に変更すること。また、医療機関の現状を鑑み、福岡市や新潟市で行われているように胃がん検診については内視鏡による検診も認めること。
- (11) 特定健診制度の受診率を引き上げるために、誕生月から一年間受診できるようにすること。また、胸部レントゲン検査も上乘せすること。
- (12) 各区休日急患診療所の老朽化した施設の建替は、計画を前倒しして早急を実施すること。また、各区休日急患診療所の非常用自家発電装置を整備拡充すること。
- (13) 夜間の耳鼻咽喉科・眼科の二次救急体制を確立すること。
- (14) 国に対して医業税制の存続及び診療報酬への消費税のゼロ税率の適用を求めること。
- (15) 後期高齢者医療制度の保険料減免制度や窓口一部負担金減免規定を十分周知すること。
- (16) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に対して働きかけること。
- (17) 後期高齢者医療制度において、滞納したことを懲罰とし、受療権を奪うような短期証の発行はやめること。
- (18) 介護保険施設が協力歯科医療機関を指定する際、質的担保を図るため、専門的な内容の所定研修の受講を要件すること。
- (19) 現在市内で一箇所しかない障害者歯科センターを、横浜の北部地域・南部地域にも設置すること。
- (20) 医療機関で医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすように働きかけ、市の単独事業として薬局法人にも制度が適用されるようにすること。またホームページでの掲載にとどまらず、同制度を広く市民に周知すること。
- (21) 京浜臨海部のライフイノベーション国際戦略総合特区に、医学部新設を盛り込まないよう、県に申し入れを行うこと。

6. 原発事故による放射線被害への対応など

- (1) 常設モニタリングポストを増設し、継続的な放射線測定を引き続き行うこと。
- (2) 保育園での給食食材の放射能測定体制を全市的に広げ、結果を公表すること。また、幼稚園などにも検査体制を拡充させていくこと。
- (3) 公園・道路などの空間線量の測定を引き続き行うこと。

(4)本場や南部・食肉などの各市場での検査体制を継続させること。

7. 災害時の医療体制の構築を

- (1)石巻市での経験のように、日頃より地域医療に関わる関係者が一同に集まる場を設置し、発災時に行政区単位で地域医療の関係者がより機能的に動けるように、備えておくこと。
- (2)震災での備えなど、近年民生委員の役割が増えているため、民生委員制度の充実・強化を国に求めること。
- (3)発災時の障害者へのきめ細やかな対応を防災計画に盛り込むこと。避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保し、障害者に防災訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。
- (4)発災時における民間の中小規模病院の地域での役割を、明確に位置づけること。
- (5)どこに行けば医療が受けられるのかなどの発災時の医療体制がわかるように、日頃から市民周知すること。

Ⅲ 横浜市中小企業振興基本条例を基礎に、中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に

1. 横浜市中小企業振興基本条例を、より一層、実効あるものとするために

- (1) 横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策を徹底するために、経済局予算の大幅増額と人員の増員を行うこと。
- (2) 横浜市中小企業振興基本条例に基づく取り組みの到達点に立ち、市内中小企業への受注機会を前年度の実績を上回るように確保すること。
- (3) 横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策推進のために、特に中小製造業が集約している港北区・戸塚区・金沢区・神奈川区・鶴見区・南区を重点に区役所に相談窓口を設置し、そのための専任の職員を配置すること。
- (4) 横浜市中小企業振興基本条例の趣旨と本市の取り組み状況をまとめたパンフレットを作成し、条例の内容、本市の展開する施策等を内外に示すこと。
- (5) 「中小企業振興策の取り組み状況報告書」を市内業者団体、商店会等に配布し、市の取り組みへの要望等意見聴取の場を多く設けること。その声を 2014 年度施策に活かすこと。
- (6) 条例の推進機構である横浜市中小企業振興推進会議に加えて、関係団体、専門家らで構成する「委員会」を設置すること。
- (7) 横浜市中小企業振興基本条例に基づいた施策に対する市内中小企業・自営業者の要望を把握するために、アンケートやヒヤリング等を実施すること。

2. 横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を

- (1) 同業種・異業種交流を本市が積極的に企画して行い、新たな成長産業の発掘・育成を行うこと。
- (2) 各区役所に区内の中小企業・自営業者への支援を担う経済振興課を設置すること。
- (3) 局区連携して、地域ごとの経済振興・産業政策をつくること。

3. 商店街の活性化・振興策について

- (1) 「商店街経営実態調査」の結果を受けて、「商店街課題解決プラン支援事業」などの予算を拡充し実施することになっている。今後も商店街振興のために必要とされる施策を拡充し、そのための予算措置をすること。
- (2) 地域住民・自営業者・企業と区で構成する「街づくり委員会（仮称）」を設置し、地域経済振興策をつくること。商店街に参入しているチェーン店等がイベントに協力するよう要請すること。
- (3) 「創業ベンチャー促進資金」や「空き店舗活用事業」等制度や成功事例の周知徹底を図り、新規参入・起業を増やすこと。また、制度の使い勝手についても改善を図ること。
- (4) 郊外区の商店街活性化のため、住宅地域と病院・公共施設等と商店街を結ぶ「お買い物バス」やコミュニティバスを運行できるよう、区と局とで連携を強化すること。

- (5)「中小企業活力向上事業」「空き店舗活用事業」「商店街ソフト支援事業」などを活用できる商店街については、経済局など関係局や区が積極的にかかわり、地域住民のコミュニティの場となるよう街づくりの視点からの総合的な支援策をつくり、実施すること。
- (6)商店街の個店のLED化を進めるために、補助制度の創設やそれぞれの店舗にあった照明器具を開発・生産できるよう、市内企業に働きかけ協力を得ること。

4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を

- (1)本市補助金事業における市内事業者への発注をさらに広げるために、対象を100万円以上の発注から50万円以上に引き下げること。
- (2)修繕等市の事業の受託業者に対し、特殊事情を除き、指定管理者も含めて、市内の事業者優先的に発注する制度をつくること。
- (3)公共工事等における分離・分割発注工事の目標金額・件数等の数値目標を定め、市内企業の受注機会を増やすこと。
- (4)公共工事における小規模補修や小額施工工事等の随意契約工事においては、仕事おこし、地域経済活性化の観点から、建設業許可の有無を問わない、各区の建設業者・職人を組織する団体等を窓口とする「小規模工事登録制度(仮称)」をつくること。
- (5)市内建設業の健全な発展を図るため、入札において、ランクの細分化、業者数に見合った工事の配分など入札競争環境の改善を図ること。
- (6)不良・不適格業者を排除し、適切な競争性を確保するため、予定価格の事前公表を大規模工事にとどめず、全発注工事について廃止すること。
- (7)予定価格の90%以上の設定など最低制限価格を適正水準に引き上げ、総合評価落札方式への最低制限価格制度を導入すること。

5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者への支援の充実を

- (1)町工場に対し、貸し工場の家賃助成のさらなる上乘せ、対象エリアの拡大を図るとともに、機械設備のリース代など固定費補助制度を創設すること。
- (2)無担保、無保証人の小額直貸し制度や生活資金を融資する「小規模事業者生活支援制度(仮称)」の実現を図ること。
- (3)すべての制度融資について返済期間15年、据え置き期間3年に延長すること。
- (4)市税等の滞納の場合、話し合いにより分納している場合は、滞納扱いにしないで融資申し込みを受け付けること。

6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

- (1)本市が契約する工事や委託業務で働くすべての労働者に対して、本市が定めた最低賃金基準を盛り込んだ、公契約条例を制定すること。
- (2)企業立地促進条例の適用企業ごとに、市内雇用及び市内中小企業への発注実績を毎年公表し、実績の低い企業については警告や改善を求めること。
- (3)企業立地促進条例は廃止すること。
- (4)ジョブマッチングよこはま事業への求人登録企業をさらに増やし、特に企業立地促進条例適用企業については求人登録を義務付けること。

7. 市内農業の発展を

- (1) 農業をはじめ国内産業に打撃を与える T P P (環太平洋連携協定) 参加に反対表明をすること。
- (2) 市内産植木・花卉類の使用増にむけ、公共施設緑化事業受注者に対し事業ごとに市内産植木・花卉の使用実績を報告させること。
- (3) 横浜ブランド農産物について、区役所、地区センターなどの市民利用施設に販売所を設置することをはじめ、情報を記載したパンフレットやポスターを掲示するなど、P R を強め、販売促進をサポートすること。
- (4) 生産緑地も含めた農地の重要性が全市民的な認識となるよう学校教育も含め、手立てを講じること。
- (5) 若者の自立支援としても有効な横浜チャレンジファーマー事業と若年無業者のマッチングをすすめ、必要な予算措置を図ること。
- (6) 遊休農地対策を拡充すること。
- (7) 農地への不法投棄を厳しく取り締まること。

IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を

1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす

(1)「防災計画」の見直しにあたっては、市民の命と財産を真に保護できる「計画」とすること。国の「防災基本計画」に見られる従来型の「応急対策中心」ではなく、発想を大きく転換して「災害の未然防止対策」を中心に据えた横浜市独自の「防災計画」を策定すること。

- ①「市民の生命、身体及び財産を保護する」という防災計画の目的・目標、つまり「一人の命も失わない」「被害を出さないまちづくり」を明確にした「計画」にすること。
- ②「新たな知見」及び「横浜市の自然的・社会的特性」を踏まえた「計画」とすること。
- ③市防災計画は、小学校区規模の「地域防災計画」を基礎に、「市防災計画」を作り上げる。こと。「地域防災計画」は、行政と市民の共同で作る一大事業として取り組むこと。防災マップは区段階にとどめず、身近に役立つものとして小学校区単位に作成すること。
- ④すべての市民が「自分の身は自分で守る」という防災意識を持つことは、防災対策の基本である。「自己責任論」の立場から、行政の責任を後退させてはならない。防災意識の啓発、訓練を「計画」のなかで最優先に位置付け、行政の責任でやりぬくこと。
- ⑤災害弱者といわれる高齢者、障害者等への応急対応策の「計画」を、きめ細かく、心の通ったものとして策定すること。
- ⑥「大地震の発生は必然的」との認識のもとで、まちづくり施策をはじめ福祉、経済等あらゆる施策で「防災計画」を踏まえるよう義務付けること。
- ⑦土地利用計画等まちづくりは、50年100年200年さらにその先を見通して行うこと。
- ⑧災害危険度の高い地区(エリア)、施設等を明確にして、それぞれの条件に即した「独自の防災計画」を策定すること。

特に、災害危険度の高い地区、施設等の一部を以下に例示する。

- ・横浜駅周辺地区
 - ・木造住宅密集地区
 - ・不安定地盤(埋め立て・盛り土・崖・急傾斜地等)地区
 - ・津波被害想定地区(沿岸部及び低海拔・河川遡上可能性地域)及び施設(地下街、市営地下鉄、みなとみらい線等)
 - ・大量危険物取扱事業施設・地区(コンビナート施設等)
 - ・原子力施設(研究用原子炉、原子力艦船、核燃料・放射性物質取扱工場等)
- ⑨コンビナート災害に対する「防災計画」は、県や企業任せにできない横浜市の重要課題である。現行の「コンビナート防災計画」を本市の責任で実効あるものに見直すこと。
 - ⑩「計画」は、以上のような視点を踏まえて目標と到達時期を数値化した「実行計画」とすること。

(2)原子力災害を「防災計画」に位置付け、事故の未然防止、発災時の応急対策、復旧対策等をふまえた「原子力施設防災計画」を、横浜市独自に策定すること。

- ①横須賀港を母港とする米核艦船の存在を正しく認識し、「防災計画」に位置付けること。原子力事故に備えて、市民が対応できるように、必要な機材、装置の配備を整えること。同時に、市民講座、広報などで原子力災害に対する正しい知識を日ごろから市民に周知

すること。

- ②日本一危険といわれる浜岡原発の廃炉を、横浜市として国に求めること。
- (3)震災から市民の命を守る上で住宅の耐震化は決定的に重要である。市内全住宅の耐震化を完了させること。
- ①本市の優れた制度である木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業を一層積極的に推進すること。制度を抜本改善するとともに、木造住宅リフォーム助成制度の創設など、耐震化率100%への数値目標を設定するなど積極的具體策を講じること。
- ②マンションの耐震診断支援・耐震改修促進事業について、制度の周知を図り、対象施設の耐震化を完了させること。
- (4)消防力については、引き続き抜本的強化を図ること。
- (5)市民の防災意識を高め、わが身(命)を守る方法(術=すべ)を、すべての市民を対象に周知・徹底すること。
- ①「防災」啓発のグッズ(パンフレット「減災行動のススメ」、防災マップなど)の発行、「防災の日」、「火災予防週間」、防災訓練等の実施などは、全市民を対象とした規模、内容で行うこと。
- ②地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保と地域住民への周知とともに、それぞれの地域の実情に即した施設・医療品・備蓄物品の拡充等を図ること。避難場所については、地域の条件とあらゆる事態を想定した適切な場所を指定すること。
- ③防災拠点や広域避難場所に鍵がかかっていたり、有刺鉄線で囲われていたりという現場が見受けられる。これでは、いざというときに役立たない。実態把握の現地調査を行い、現状をリアルに認識した上で対策を立てること。
- (6)津波情報だけでなく様々な災害情報などを屋外放送で知らせることができ、全国で76%の市町村で設置されている(2011年度末現在)同報系防災行政無線を、計画的に全市に設置すること。

2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を考慮した公共基盤整備を図る

- (1)大型開発事業・都心部開発など大型公共事業の見直しを抜本的に行うこと。
- ①南本牧ふ頭整備計画については、国際的な物流動向や費用対効果の再検証を行い、MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結すること。
- ②環境破壊・財政負担につながる高速横浜環状道路整備計画は、凍結・中止を含む抜本的見直しを行うこと。南線については、国の事業評価の審査対象にもなっており、この際、事業の必要性そのものを白紙から見直すこと。
- ③都市計画道路については、社会・経済情勢の変化を踏まえるとともに財政状況等を考慮して、住民の意見・要望を尊重し、真に必要な生活道路に絞りこむこと。変更候補路線とされた「岸谷線」については、廃止すること。
- ④横浜駅周辺地区は災害の危険性の高い地域である。「エキサイトよこはま22」(横浜駅周辺大改造計画)は、災害を出さないまちづくりの見地から見直し、「人命を守る」まちづくり計画に転換すること。
- ア.「本計画」についての次の市会答弁を速やかに具体化・実施すること。

「3・11 で得られた経験は、計画にキチンと反映していく」（市長、2011年12月12日本会議）、「（現地調査）・・・しっかりと慎重に調査もし、検証して・・・キチンとやらせていただきます。」（市長、2012年3月21日予算特別委員会総合審査）、「計画を必要な時点で見直しをしまいたします。」（大場副市長、2012年3月21日予算特別委員会総合審査）

イ. 横浜駅周辺地域の「防災・減災緊急対策」を行政の責任で具体化すること。

ウ. 「緊急災害情報瞬時一斉伝達システム」を整備・設置すること。

エ. 利用者・来街者が自分の居る位置を認識できるように、地下街に海拔標示を設置すること。

⑤羽田空港に関わる「神奈川口構想」への参画はやめること。

(2) 高齢者、低所得者層の増加等の今日の社会状況から、市営住宅入居希望が一層高まることが予想されるため、市営住宅は、既存ストックの有効活用にとどまらず、新規建設にあらためて取りくむこと。また、民間社宅・住宅を借り上げ、市の責任で低家賃住宅として提供すること。

(3) 開発・「宅地造成」・建築行為等に伴う紛争、マンションの「維持管理・耐震診断、建替え」、「空き家（放置）住宅」など、建築・開発・住環境維持にかかわる様々な問題が頻発している。これらの問題に対応できるよう建築主事の機能を持つ部署を各区役所に設ける等の前年度の要望に対する「回答」は、「相談が各区にあった場合は、建築局各部署に適切に繋ぐことができるよう各区と連携をとり、建築宅地指導センターを始めとした各部署において・・・対応しております。」となっているが、対応できていないのが実情である。

①あらゆる問題に対応できるよう、各区役所に建築主事の機能を持つ部署を再配置すること。

②住宅・住環境は市民生活の基本条件であり、相談に当たっては憲法をはじめ他の法令との関連などにも目を配り、市民の基本的権利が守られるよう丁寧に対応すること。

(4) 鉄道施設のバリアフリー化、安全対策を促進すること。

①エレベーター等未整備の駅舎解消をはじめ、市内建築物・生活道路などのバリアフリー化を一層促進すること。

②駅ホームドアの設置、改札口とホームの階段増設など鉄道駅舎施設の安全対策、混雑緩和策を、緊急を要する課題に位置付け、鉄道事業者任せでなく市として積極的に推進にあたること。

(5) 生活道路の修繕、私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進し、安全・安心な身近な生活基盤の整備・拡充を図ること。そのために必要な土木事務所関連予算を確保すること。

(6) 災害時の緊急輸送路の確保及びバリアフリー化への重要事業として、幹線道路の無電柱化を促進すること。

(7) 自転車の安全利用を促進すること。

①自転車による事故防止のために、自転車利用者のマナー向上の啓発など、効果のあがる具体的な対策を講じること。

②自転車専用レーンの設置を促進すること。

③新しい技術や機材も導入して、駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る

(1)「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の目的達成をめざして、市街地の緑地の保全と拡大の取りくみを抜本的に強化すること。市街化調整区域における開発規制を強めること。

①瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については、県が「県土整備・開発・保全の方針に即さない」としていることを踏まえ、提案を認めず、貴重な緑地を保全すること。

②緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、緑増加対策を拡充すること。

③開発行為の際に公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発を規制すること。

分割開発規制に関する前年度の回答で「開発区域の設定において、・・・一連性がある場合は、一体の区域として開発許可制度を運用しており、抑制に努めております。」とされているが、「公益負担義務逃れの分割開発」が行われているのが実情であるため、現行の開発調整条例に、事業者、資本系列、計画年度、隣接計画間隔などの要件を盛り込み、実効性あるものに改正すること。

④市街化調整区域における墓地開発計画では、「特例解除」を原則認めず、規制すること。名義貸し等の疑いがある場合など、厳格に審査し開発を認めず、環境を守ること。あわせて、墓地条例を距離規制、宗教法人要件の引き上げ等の必要に応じて再改定すること。

4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして

(1)本市の固い決意として「脱原発、自然エネルギーへ転換」との環境都市宣言を行うこと。

(2)原発停止に伴ってCO₂排出量が増え、自然エネルギーの必要性がいちだんと高まっていることを踏まえて、横浜市脱温暖化行動方針C0-D030を全面的に見直すこと。

(3)水道局川合浄水場での小水力発電、同小雀浄水場での太陽光発電など自然エネルギー活用事業は貴重な実践として評価できる。一層発展させる立場で、市の施設での省エネ設備および自然エネルギー利用設備の設置計画をつくり、市が普及の範を示すこと。

(4)横浜市住宅用太陽光・太陽熱利用システム設置費補助事業を改善・拡充し、真に効果的なものにする。

(5)化石燃料依存を減少させ、CO₂排出量を削減すること。

①産業・業務分野の大幅な排出削減を実現するために、本市が独自に大規模事業所と削減協定を結び、排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等の仕組み導入を行うこと。

②車からのCO₂削減のため、公共交通機関の利用促進(バス、鉄道等既存交通機関、コミュニティバス・LRT導入等)を図るとともに、電気自動車の普及など低炭素型交通対策を計画的に推進すること。

③大規模商業集客施設、コンビニエンスストアなど24時間営業店への立地、営業形態の規制等、効果的な対策を具体化すること

(6)「ゴミゼロの社会は実現可能」として始めた本市の先進的な取り組みについて、現時点での評価・総括を行うこと。そのうえで、「ゴミゼロ」をめざす取り組みに改めて挑戦する姿勢を明確にすること。

- (7)事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制とともに、減量、分別に向けた排出事業者への指導・監視を一層強化すること。
- (8)生ごみ資源化の本格的実施を図ること。全市展開に向けて、市民に分かりやすい実行計画を示すこと。

5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

- (1)市交通局が住民の足を守る公営交通企業として、公共交通機関の先導的役割を果たすこと。
 - ①生活交通バス路線維持制度は、市民の移動手段を守るために、補助要件を充実させること。
 - ②バス停留所の上屋整備は、他の民間バス事業者とも連携して、住民要求に応じて設置を進めること。
 - ③災害時等の安全性を確保するために、市営地下鉄のワンマン化を見直すこと。
- (2)高齢化など地域の社会的条件・環境の変化に即した、公共交通網の再構築を進めること。
 - ①交通不便地域の解消に向けた路線の再編・新設、コミュニティバスやジャンボタクシーの運行など、地域の条件、ニーズにあった手法を、地域住民と共同して、積極的に導入すること。
 - ②郊外部の団地等での高齢化に伴う、いわゆる「買い物・通院難民」といわれる状況を改善するために、商店街・医療機関・区役所等への移動手段を確保すること。

6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

- (1)市是である米軍基地「早期全面返還」及び「貴重なみどりを守る」との立場から、池子米軍住宅385戸の追加建設計画の撤回を国に求めること。
- (2)市内米軍施設のうち遊休化している上瀬谷、深谷、および池子の飛び地については、日米間で合意された早期返還に向け、市長が先頭になって国および米国に働きかけを強化すること。
- (3)平和な横浜港に反し、まちづくりの障害になっている「ノースドッグ」と鶴見貯油施設については、早期返還を国・米軍等に働きかけること。
- (4)ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港に、自衛隊艦船や米軍軍艦を入港・接岸させないこと。
- (5)平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。また、「非核三原則」に基づき、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港・接岸を拒否すること。
- (6)平和市長会議加盟自治体として、またピースメッセンジャー都市として、広島・長崎市主催の平和式典、原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。
- (7)横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。
- (8)空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館(仮称)」を整備すること。
- (9)本市防災訓練における米軍の扱いについては、慎重に判断し、参加を求めないこと。

- (10) 増加している米兵による犯罪に強く抗議し、再発防止策を強化するよう国と米軍に申し入れること。
- (11) 米軍が強行しようとしている危険なオスプレイの運用に反対の立場を明らかにすること。

V 住民自治を拡充し、住民本位の行財政運営を

1. 住民参加の新たな市政運営制度を

- (1)大都市制度については、成算が立たない現行の検討作業は取りやめ、大都市の弊害ともいえる行政区でのきわめて不十分な住民自治、住民参加の現状を打開するためのあらたな制度設計など住民参加で行うやり方に切り替えること。

2. 市民負担を減らすこと

- (1)みどり税については継続ではなく、廃止すること。
- (2)「プール及び野外施設等の見直しに係る基本的な考え方」は、市民サービスを引き下げ、教育条件の向上に逆行し、子育てや生涯教育の環境を悪化させるとともに、プールの水は災害時にも役立つため、撤回すること。
- (3)市民利用施設は、道路や図書館がそうであるように、本来、利用者負担ゼロとすべきである。「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、利用料値上げとなり、結果的に利用抑制となるので、撤回すること。
- (4)神奈川県に対し、県民サポートセンターの廃止など県有施設の統廃合と、市町村、団体への補助金・負担金の廃止、削減については、反対の意思を示すこと。
- (5)莫大な経費のかかる新市庁舎建設については、これからの横浜の都市としてのあり方について市民的討議を重ね、市民合意を得るまで凍結すること。

3. 公共施設や市有地の有効活用は住民合意を前提に

- (1)統廃合により使われなくなった学校用地や区役所などの公共用地の利用については、住宅販売用など公共性の弱いところに安易に売却せず、地域住民と話し合いで決めること。